

政権再交代と農家の意識変化 —農家・組合員からみた近年の農政展開の受け止め方 とその含意—

山梨大学大学院 医学工学総合研究部 教授
一般社団法人 JA共済総合研究所 客員研究員

渡 辺 靖 仁

アブストラクト

2012年末の自民党への政権再交代の前後で、リーディングな農家が地域に誇りを持つ場合に、このことに結びつく価値が、「外部の価値観を受容する開放型」から、「地域にあるものを大事にする内省型」に変化した。本稿ではその理由を、近年の政策変化のアナウンス効果から分析した。①そもそもイエとムラは経営団体である。ムラの結束性と排他性を活用して行政は食糧統制や産地形成を行った。②しかし高度成長期終了後、市場開放の国際的な圧力下で担い手を維持できなかったことから、行政は1992年の新政策以降、従来 of ムラにはない開放性を重視する。施策の展開に結束性と橋渡し性を特徴とするソーシャルキャピタル論が導入される。農家は開放性の重視に誘導された。③しかし政権再交代後、農政は農業の競争力強化に傾斜し、地域インフラ機能は社会化される。2015年の農協法改正は統制経済から市場経済への移行措置とも捉えられる。互助機能は社会に任せ、イエ本来の職能に注力できるようになる。こうしてリーディングな農家に経営団体としてのイエの自覚が戻り、内省性重視に回帰したのではないか。

(キーワード) ソーシャルキャピタル 結束性 排他性 橋渡し性

目 次

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 課題と構成 | 5 近年の農政展開 |
| 2 政権再交代と地域特性 | 6 経営団体としてのイエへの回帰 |
| 3 ムラと農協 | 7 今後の課題 |
| 4 地域インフラ機能の社会化と開かれた地域の要請 | |
-

1 課題と構成

2012年末に、民主党から自民党への政権再交代があった。その後の自公政権は、行政から見た農協の運営方針に「不連続な」政策を展開している。本稿の課題は、この政権再交代の時期の前後で、農協の構成メンバーである農家の、農協組織の基礎となった地域コミュニティに対する評価が、すぐあとに述べるように開放型から内省型に変わったことを指摘し、その変化の要因を検討することにある。コミュニティに対する評価といっても広範である。ここでは、農山村再生の鍵の一つとなってきた「誇りの空洞化」(小田切2009)の抑止に係る評価を取り上げる。自分の住む地域に誇りを持てるとする場合、地域の中にある既存のものを大事にすることに結びつくのか(以下ここでは「内省型」とする)、それともコミュニティの域外に開かれ、新しい人や価値観を受け入れることができるその開放性に結びつくのか(以下「開放型」とする)、という論点である。良く知られている通り、地域再生の内発的発展論では、「よそ者」を受け入れる開放型の要素が地域の再生に重要とされる。ところが誇りを持てる地域とする場合の地域特性が、政権再交代を挟んで、地域の開放性から地域そのものの持つ価値に変わった。この時期になぜこのような変化があったのであろうか。そこで、この変化をもたらした5年間での政策の質的な変化が農家・組合員・農協組織にとってどのように受け止められたのかという観点から、この課題に接近する。農協組織や農家の原型をつくるイエやムラの要素も、必要に応じ遡って取り入れる。

以下、次節で、JA共済総合研究所が同一農家に対して12年間行ってきたアンケート調査結果の一部を用い、政権再交代の前後2年間で、誇りを持てる地域とする場合の地域特性が、地域の開放性から地域そのものの持つ価値を重視する内省性にウェイトが変化したことを示す。

第3節では、前節でみた変化は、内省性がムラの閉鎖性の特質のひとつでもあることから、従来から連綿と継続してきたムラの特徴が戻ってきたのではないかと考察し、自治村落と農協との既往研究の概要を述べる。農協の源流のひとつが産業組合であり、その基礎に自治村落が組み込まれた経過があることを踏まえ、自治村落の機能を政策がどう活用してきたかを簡潔に振り返る。すなわち経済統制のための産業組合の活用と戦時体制の構築、戦後の食料安定供給のための農協による行政補完である。こうした補完を徹底するために、産業組合の地域網羅性は行政の要請で形成されてきたことの含意を述べる。

第4節では、日本の農政の画期とされる1990年代初頭以降の、農産物市場開放と自由化を背景とした施策の推移とその農家・組合員及び農協からみた意義を検討する。行政は、村落共同体の特質をあらたな施策展開に活用することに一区切りつけようとした。そして、農山村の維持のためには地域が開かれたものでなければならないとする知見を踏まえて、農政が、農村の変化を促し、かつ地域インフラ機能を制度化する方向で展開してきたことを述べる。

第5節は、この数年の動きについて若干付言する。2014年には、農業委員会の公選制廃

止や農協組織の見直しも併せて行われ、2015年には農協法も改正された。産業政策の枠組みからみると、この農協法改正の特徴は、統制経済から市場経済への移行を意図したものである（水平的産業政策）。農政が農協に対しても産業政策中心の運営を取るようになったことから、農家にとっては、農政全般が、地域政策よりは産業政策にシフトしたと受け止める傾向が強まったと考えられることを指摘する。

第6節では、イエとムラが職能集団であるという見解を踏まえ、農協の構成メンバーである農家は、稲作という職能を実施するために維持されてきたのであり、その意味で、地域インフラ機能はその職能を実現するために付随的に行ってきたに過ぎないこと、従って農家の、政権再交代を機に生まれた開放型から内省型への変化は、農業の競争力を強めようとする現政権のアピールと、農協組織が持っているはずの地域インフラ機能などの切り離し政策を踏まえて、農家はもともとの職能集団としての内省型に戻っていたのではないか、ということの本稿の結論として述べる。

第7節では、今後の課題を挙げる。

2 政権再交代と地域特性

本節では、政権再交代の前後2年間で、誇りを持てる地域とする場合の、その地域において注目される項目が、地域の開放性から地域そのものの持つ価値を重視する内省性にウェイトが変化したことを示す。

1) データ

(1) アンケート調査の概要

ここでは、農家の保障ニーズの把握を目的としてJA共済総合研究所が行ってきたアンケート調査『金融・保障サービスに関する意識調査』の個票を活用する。このアンケート調査は、保障需要と農協共済への意識の経年変化を知るために2004年から12年間に亘り継続して実施してきた。原則として同一の農家を対象とする定点観測である^(註1)。調査結果は、各年度で取りまとめられている^(註2)。

12年間継続する間に、高齢化や病気により調査拒否される例が相次いだ。高齢化による廃業の場合、サンプル数を維持するために近隣の農家の紹介を得て代替した。しかしこの数年は近隣の農家もろともその集落が消滅するなどの理由で調査対象農家の補充が追いつかず、調査対象農家数は漸減している。2011年の東日本大震災の際には、福島・宮城と岩手の沿岸部の調査対象農家の多くが廃業した。その意味で現段階のサンプルは、リーディングな農家として地域農業を牽引するタイプが多く含まれる。また、2015年の調査から調査票を大幅に見直した。このため、次項で掲げる、本稿で用いた問5・問9は、2014年までのデータしか得られていない。

(2) 使用項目

このアンケート調査の中で、次の問9、問5の設問がある。2014年調査結果の単純集計結果を掲げる。

○問9 あなたの住んでいる地域では、自分の地域に自信と誇りを持つ人材を育てる力があると思いますか。
あなたのご意見に最も近いものを1つだけお選びください。(SA)

(N=200)

1. 12.5	そう思う	3. 26.5	あまりそう思わない	5. 24.0	わからない
2. 24.0	ややそう思う	4. 12.5	そう思わない	0.5	無回答

(各選択肢の左の値は、回答割合(%))

○問5 あなたの住んでいる地域は、次のそれぞれの項目について、どの程度あてはまると思いますか。
あなたのお考えに最も近いものをそれぞれ1つだけお選びください。(各SA)

(N=200)	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない	わからない	無回答
1) 人々の日常生活そのものがこの地域の財産といえる地域である	30.0	44.0	17.5	4.0	4.5	-
2) 日常生活を住民同士が分かちあえる地域である	31.5	45.5	16.0	3.0	4.0	-
3) 地域に住む一人ひとりが主役になれる地域である	18.0	32.0	29.5	8.5	12.0	-
4) 暮らしを支えてきた自然と楽しくつきあえる地域である	31.5	42.5	18.0	5.5	2.5	-
5) 郷土を培った知恵や伝統が息づいている地域である	26.0	44.0	21.5	4.5	4.0	-
6) 地域固有の資源を活用して、地域外の人々が訪問したくなるような地域づくりを進めている地域である	12.0	24.0	38.0	19.5	6.5	-
7) 地域外からの人を受け入れることのできる地域である	22.5	38.0	21.5	11.0	7.0	-
8) 外からの新しい考え方を受け入れることのできる地域である	16.0	39.5	24.0	10.5	10.0	-

(各欄の値は回答割合(%))

地方圏における人口流出がもたらす経済社会の弱化について、農学者小田切徳美は、これが「人の空洞化」・「土地の空洞化」・「むらの空洞化」の順に進み、そして地域の「誇りの空洞化」につながることを最も危惧した(小田切2009)。この段階に至るとその地域の再生が著しく困難となるからである。問9はこの「誇りの空洞化」を懸念して設けた質問である。

問5は、その地域の特性に関する質問群である。地域再生は何よりその地域に住んでいる人々自らの力を結集して行うものであるが、息の長い取り組みを必要とする。その取り組みの持続可能性を高め、再生の努力を成果に結びつける要素として、地域の農家が何を大事にしているかを8つの選択肢に分けて聞いた。その要素は、日常、人、自然、伝統と知恵、開放性である(註3)。

本節では、この二つの質問への回答結果を関連付け、「誇りに満ちた人材を育てることができる」(問9)と自己評価できる場合には、地域の価値の何を高く評価しているか?(問5)を異時点間で比較し、その特徴を見た。問9と問5の関連付けは、かなり単純化していえば条件付き確率の積和の大小関係によった。

2) 手法

分析にはベイジアンネットワーク(Bayesian network, Bayesnet, belief network)を用いた。これは、複数の確率変数の間の定性的な依存関係をグラフ構造によって表し、個々の変数の間の定量的な関係を条件付確率で表した確率モデルである(本村2003)。解析結果を知識モデルとして構築し、推論まで自動的に実行できる。このメリットがあることから、真偽の認知プロセスの解明によるネット空間の情報浄化や、属性と購買履歴を踏まえた商品提案のようなマーケティングでの活用をはじめ、多くの分野ですでに実用化されている技術である。そのうえ、いわゆるビッグデータの解析などに用いるデータマイニングの手法としても今なお有力なもののひとつと評価されている(佐藤2016)。分析にはIBM SPSSのModeler14.2を使用した^(註4)。

3) 分析結果

「誇りに満ちた人材を育てることができる」と自己評価できる場合の、地域の高評価の価値」を、自公政権再交代の前後で比較し、その相違を検討した。

(1) 2010-2011年の民主党政権期間

まず、2010-2011年の民主党政権下における問9と問5の回答結果の関連を示す。この

期間は、野田政権になってからのTPPへの参加は未発表の時期である。2010-2011年の『金融・保障サービスに関する意識調査』個票データをプールして分析した。

この結果を見ると、「誇りに満ちた人材を育てることができる」(問9)と自己評価できる場合には、(問5)の選択肢7.6.8について肯定的に答える傾向があることがわかる。この3つは、その地域が地域の外に開かれていること、外部の人と価値を受け入れ、内外の橋渡しが可能な地域であることを示すものであり、この開放性を高く評価している。地域の誇りを維持発展できるからこそ開かれている、という解釈も成り立つ。「開明的」な発想の人材育成に成功しているということであろう。

(2) 2013-2014年の自公政権再交代後の期間

次に、2013-2014年の自公政権再交代後における問9と問5の回答結果の関連を示す。2013-2014年の『金融・保障サービスに関する意識調査』個票データをプールして分析した。

アンケート調査の期間は、自民党が政権復帰し、前・野田政権で表明されたTPPへの参加を引き継ぎ、これを推進した時期に当たる。また、戸別所得補償制度の給付額を半減させ、中山間地域直接支払制度に手を加え、農家のみの協定でも給付可能にするなどの改変を行った。

この結果を見ると、「誇りに満ちた人材を育てることができる」(問9)と自己評価できる場合には、(問5)の選択肢1.4.5、特に1について肯定的に答える傾向があることがわかる。4は自然、5は知恵と伝統であ

るが、この二つは2010年から2011年のデータでも同様に重視されていた。しかし、1の日常生活そのものを重視することが突出している。また、民主党政権下では重視されていた、開かれていることに価値を置く選択肢が、ほとんど重視されない（選択肢7.6.8）。日常生活の重視は、対外的に開かれているかどうかを重視することの対極にある、地域の持つ価値そのものを高く評価することの表れと考えられるのではないか。

さて、グラフ構造を見ると、2010-2011年のデータでも、問9と問5の選択肢1が直結しており、日常生活を大事にすることには、一見して変わりないように見える。しかしその条件付き確率の積和の値（重要度）は、前頁図2と図4が示す通り、2010-2011年のデータではその値が0.05程度であるのに対して、2013-2014年のデータの場合には0.6を超えている。この値の差こそが、2013-2014年以降の農家の認識の変化を表していると考ええる。

なお、2012年は政権交代に該当する年であるから、分析から外した。調査時期が政権交代を挟むのを避けるためである。しかしこの結果は、2012年～2014年のデータをプールして分析しても変わらない。本アンケート調査の実査は、例年11月ごろに行われる。政権交代は2012年の年末であった。しかし調査対象農家から見ると、民主党政権下で抱いていた期待は、この時期すでに崩れてしまっていたのかもしれない。

(3) 比較

誇りある人材育成が可能とする場合の地域の価値の重要度は、すでに述べたとおり、民

主党政権下では対外的に開かれていることであつたが、政権交代後では、地域の日常そのものへと変化した。前者を開放型、後者を内省型とした。開放型は、内外の価値を結びつけるという意味で、橋渡し機能と言い換えることができる。内省型は、あくまで自分の地域の価値を洞察しこれに高い評価を与えることから、これを作っている地域社会の構成メンバーの地域そのものへの想いを大事にしていると言い換えることもできる。すなわち、地域の構成メンバーの結束性が高いのである。この解釈からすれば、開放型から内省型への変化は、橋渡し型から結束型への変化と読み替えることができる。この二つは、第4節で扱うソーシャルキャピタル論の2大要素と重なり合う。すなわち、地域内部を見つめる傾向にシフトしていることから、誇りを維持する人材育成活動は、橋渡し型から結束型に変化した。

この変化はなぜ現れたのであろうか。通常この種の、問5や問9の質問のように回答者の意識を聞くアンケート調査では、回答結果にはほとんど変化がない^(註5)。しかし誇りの空洞化を懸念する観点から見ると、180度異なるというよいほどの違いが認められる。

いくつかの仮説を述べる。

ひとつは、地域が開かれすぎることのデメリットを感じるようになったからではないかという議論がある。外からの人と価値を受け入れようといろいろと試みてみたものの、必ずしもその成果が上がらない場合には、どうせ他人には理解されない、もしくは開放疲れとでもいふべき現象が現れた可能性がある。いわゆる鏡効果への疲労といってもよいかも

しれない。

もう一つは、東日本大震災の影響である。震災直後、絆の広報が無償行為を無理強いしていると批判されたように、橋渡し型が強調されること（例えば原2011）に対する、地に足のついた活動をしている人の反発もある。また、農家の意識が日常の価値を見つめ直すようにシフトしたのであるが、被災地ではそれは震災で失われた価値そのものである。そのことが2011年に全国的な規模で認識された可能性はある。ただし、この認識の流布にタイムラグをどれだけ認めることができるかは議論があろう。アンケート調査結果の分析において、2011年の前後で異なるのであれば、東日本大震災で日常が失われたことからくる意識の変化の可能性も直接の影響として検討できたかもしれない。しかし、政権交代の前後での違いである。このことをどう考えるか。

そもそもこの調査は農家に対して行った。分析したのは政権再交代を挟んでみられた農家の意識の変化である。その要因は多岐に亘ること、言うまでもない。本稿では、政権再交代の前後の政策に注目する。再交代後における、農産物市場の開放路線の深化や農協の職能組合化など政策展開の変化を農家が敏感に感じ取ってこのような意識の変化につながったのではないかということ、次節以降で検討する。もちろん「政策にできることは限られている」^(註6)。政策のみがもたらす変化というには、より多くの根拠が必要だろう。ただ、政策が持つアナウンスメント効果は農家にとっては無視できないほど大きい。この点に注目して、政権再交代の農政、特に農協への政策の「不連続性」が農家にとってどの

ように映ったかを検討する。これによって、この意識変化の要因の一つの析出を試みる。

3 ムラと農協

1) 自治村落

前節で示した、開放型から内省型への変化は、農家が、居住地域の持つ価値を外部の価値よりも相対的に重視するという解釈が成り立つ。地域の持つ価値の相対的な偏重は一種の閉鎖性にもつながる。いわゆるムラ社会の特徴でもある。すなわち、開放型から内省型への変化は、ムラ社会の特徴が再び顕著にみられるようになったのではないかと考えられる。また、ムラ社会を構成するイエの意識の高まりとも考えられる。本節では、この推測を踏まえ、自治村落と農協との関連を概観する。

戦前の系統農会と産業組合は、戦時中に農業会に統合され、戦後は農協に再編成された（速水ほか2002）。農協の源流の一つである産業組合は自治村落を基盤に組織されたものであった（斎藤1973）。自治村落は、一種の行政権と司法権、独自の財政権、財産権をもつ団体であり、封建制との関連の中でそれ自体の公権力的な上部構造を形成する。そして封建制の崩壊の後も、村落固有の小農民が村落の支配的構成員として残るかぎり、残りつづける（斎藤1989）。斎藤の自治村落論によれば、日本とアジア諸国との比較を通じ、日本に農協のような協同組合組織が発達した理由は、この自治村落が機能していたからであるとする。協同組合組織は構成メンバーの相互信頼が必要条件であるが、近世来の自治村落はその相互信頼の基盤を提供し、小農を保

護する役割を担った^(註7)。

農村社会学者・鈴木栄太郎は、「行政上の地方自治体」と「一つの自然的なる社会的統一」を区別し、「独立の社会意識の体系」が存在する集団を「自然村」と呼んだ（鈴木1940/1968）。その特徴として、「地域性」・「全人格性」・「永続性」・「集団性」・「強い社会意識作用」の五つを指摘した。また、集落の水管理から、玉城1982は自治村落の特徴を結束性と排他性と指摘した。ともに閉鎖性を形成する要素である。

行政はこうした集落の特徴を、食糧管理制度のもとでの戦前および敗戦直後の食料供出と1970年以降の減反、基本法農政の産地形成に活用した（「制度としての農協」太田原2016）。敗戦直後の食料難における農産物の供出も、高度成長期の減反政策の実行も、「結束性」もしくは「地域性」・「全人格性」・「集団性」・「強い社会意識作用」をフルに利用しなければ進めおおせることが困難だったのである。

ここで、相互信頼で培われた自治村落を基盤とした産業組合があったからこそ、このような農協による行政補完が可能であったという主張について、二つの点を付言しておきたい。相互信頼も地域性も行政の必要で事後的・政策的に付与されたという論点である。自治村落ないしムラの機能を再度浮き彫りにするためである^(註8)。

2) 隣保共助

まず、構成員の相互信頼は産業組合にあらかじめ組み込まれていたわけではなかった。明治30年代以降急増する初期信用組合は大字を区域として設立されたのが多い（斎藤

1989）^(註9)。大字と集落とは必ずしも1対1に対応せず、東北地方や西南地方では1藩政村多集落である（加藤2016）。すなわち産業組合設立の当初においては、複数の集落を活動地域として設立された産業組合も多々あり、地縁組織と言うには地域間格差があった。当時の農村経済の発展に伴って、集落を超えた資本の結合による商業主義的な活動も見られた（白井2012）。特に、当初大宗を占めた信用組合は、集積された資金を用いて地域金融の機能を果たすよりも、むしろ高い利子収入を求めて中央に資金を流出させる傾向が強かった。こうした資本の論理による活動が農村を縦横に巡っていたことは、農政官僚であった柳田國男が、乱立された産業組合の現状を変えるため、産業組合運動の推進に次の二つの視点を盛り込もうとしたことから裏書きされる。視点のひとつは運営の基礎に村落共同体をいれること、もうひとつは、結や頼母子講などの伝統的な組織の相互扶助精神を産業組合の精神的な支柱とすることである（柳田1902）。つまりは構成員の相互信頼に欠けた産業組合が多々あったが故の主張と考える。相互扶助精神に基づく協同組合がどれだけ自然発生していたかについてはなお議論の余地があろう。おそらく、近畿北陸のように大字と集落が重なる地域においては、斎藤の主張が成り立ち、東北などの一藩政村多集落の地域では、柳田が憂えた状況が多く見られたものと考えられる^(註10)。

そもそも昭和恐慌の前は、「自作農中堅・中農上層の没落を阻止することによって地主制の動揺をくいとめ『この国資本主義社会機構の保陵』（井上1940）を堅持するという産

業組合の地主的性格」(中嶋1974)が明瞭に表れていた。1930年の昭和恐慌によって当時の農村は経済的に甚大な打撃を受け、困窮する農家は多数にのぼり社会問題になる。これに対して農林省は、地主のみならず農村の幅広い農民層の経済的自立を支援するため、1932年から農山漁村経済更生運動に着手する。農村経済のあり方を集落レベル、農家レベルで把握し、改善計画を立ててこれに対処するという、「自力更生・隣保共助」の方法である。この中核として期待されたのが産業組合であった。行政は、産業組合が設置されていない町村の解消を推奨した。同年、産業組合法も改正され、全農家の加入を促す法整備がなされた。あわせて信用組合ではなく4種併営の産業組合の設立をも目標とされた。こうして総合農協の原型は昭和恐慌期で形成された(太田原2016)。

これを受けて産業組合中央会は、1933年からは産業組合拡充5カ年計画運動を開始した。その実行を担ったのが、同年に全国連合化した産業組合青年連盟(産青連)である。ただし、産青連について、産業組合中央会は、これに自主性を与えずに産業組合の普及活動を行う機関とする方針であった(井上1940)。これを担保するため、農村の窮乏を超階級的な産業組合社会を実現することによって打開するという「産業組合主義」への思想動員を確立しようとした(中嶋1974)。産業組合拡充5カ年計画では、「純真ナル青年ヲ教育シテ、社会ニ出ヅル当初ヨリ産業組合運動ニ専心セントスル者ヲ多数養成スルコト」が企画され、産業組合の各種教育機関が強化された。この5カ年計画では、青年の組

織の項で、「産業組合の理論及實際に付て研究し、産業組合人としての練磨修養に努むること。」「産業組合事業の経営に参加して組合と組合員の聯絡に当り、組合経営の実践的活動を通じて経営の硬化老衰と機関の不活澆とを克服すること。」「前記に依り得たる理論及実践的智識を青年男女は勿論、組合員及員外大衆に宣伝すること。」「会員は産業組合の旗の下に相互の聯絡を常時緊密になし、相互共同の精神を發揚し前記目的の達成を促進し合うこと。」と記されている。産業組合の「相互扶助」もしくは「隣保共助」の精神は、その思想の支柱となる。その普及のために集落(部落)座談会などを通じた宣伝と説得活動が行われた(註11)。

こうして超階級的な産業組合の普及活動は、全国を概ね網羅するというかなりの成果を収めた。それは、従来の地主階級中心の産業組合からすれば、当時の用語でいう一種の「大衆化」であった。地主階級中心の産業組合における「隣保共助」の精神は、貧しい農家にまで拡張された。昭和恐慌からの脱却という行政側の要請にこたえるものであって、法改正も含めた制度的な支援がなければ実現不可能であったろう。以上、当時の農業における経済的格差の下で、行政の意図した道筋で、産業組合設立運動における思想的支柱として「相互扶助」「隣保共助」が主張されたことを述べた。政策の支持もこれにあずかって力があつた。

そして戦前の、自作農以上に政治力を持った地主層が敗戦後に農地改革によってほぼ壊滅し、1,000万人が餓死すると言われた経済状況で食料供出を継続するために農協を発足

させる際に、相互扶助は、地主階級を気にすることなく小農とその組織を守りつくる理念として唱えられたのであろう。

3) 地域性

また、柳田はあくまで小農の経済的自立と経済合理性から「地域性」・「総合性」を産業組合が持つべきと訴えたものの、現実の産業組合とは乖離するものであった（山尾1983）。すなわち、産業組合設立当初の実態は、地域に密着した活動を行っていたわけではないという意味において、「地域性」も満たされていなかった。

すでに述べたように、産業組合の経営は、昭和恐慌における農村の疲弊とこれに対する政策によって変質する。農家の全戸加入とコメの流通統制はその後に政策的に措置された。そして戦時経済期に、行政の必要によって3段階制に組織され施策伝達と徹底のための「地域性」と「網羅性」が付与された（万木1996）。

さて、この「地域性」が人に依拠していることを述べる。鈴木1940/1968が自然村の特徴として初めに挙げた「地域性」は、自然村の構成メンバー相互の面識性を基礎としたものである。自然村は面識のある人が居住する地理的範囲で成立する、ゆえに自然村は地域性を持つという理論構成である。すなわち、自然村には、あらかじめ決められた地理的区画があったのではなく、面識のある人の居住範囲で地域が決められたのである。もちろん、日本は中山間地でも古くから集落を営んでいたことから、その居住範囲が結果として地理的に画されていることは多かったであろう。ただ、鈴木が定義する地域性によれば、

自然村の範囲の鍵は面識性であって、居住に親しむ地形が画する利便性は二義的なものである。それは、一つの集落の中でも、面識性のある集団が唯一ではなく複数認められること、その理由として、人寄せをもてなす家屋の広さで面識性ある集団の人数が規定されることといった指摘からも明らかであろう（鈴木1940/1968）。自然村の持つ地域性は面識性であったが、行政は食糧管理の必要などから、これを地理的な「地域性」に変え、面識性を相互監視に活用し、供出の地理的人的網羅性を確保しようとしたのであろう。なお、近世村は徴税の関係からその地域的領域を明確にしていたが、共有地と身分制に関する居住地があるなど、一部あいまいな地域を残していた。明治政府が身分制を廃止したため、この地域性やムラ社会のつながりは近世に比べれば弱まった。しかし戦時統制経済の構築の過程で再び強められたという見解も成り立つ^(註12)。制度の分析期間によって、産業組合の基礎となる集落との関連は異なるのである。

もちろん、産業組合が行政主導で統制経済に与することとなったにしても、現在の農協が主張する通り、農協組織の選択という側面もあった。農村社会がその経済厚生を高めるために積極的にこの制度を受け入れたのである（例えば、河内2011）。ムラもイエも職能団体として経済合理性を満たしたものである。こうした、ムラとイエを統制経済下に置くに際し、その展開を円滑に行うために、「隣保共助」「相互扶助」が運動論として活用されたのではないか。

その後の展開は、農協人の手からなる多くの著作があるので、ここでは繰り返さない。

出自はともかく農協は歴史的個体であり、様々な状況の中で、農協自ら選択を行ってきた。むしろ戦時統制経済の確立のために集落のメンバーを説得する手段として使われた「隣保共助」の思想は、戦後の農地改革による小規模自作農の創出と相まって、運動の民主化の支柱そのものになったとも評価できるのである。

4 地域インフラ機能の社会化と開かれた地域の要請

1) 新政策

1990年代初頭以降は、日本の農政の画期とされる。日本経済の高度成長に日本農業を適応させようとした農業基本法の役割が終わり、成熟型経済における農業を検討することになったからである。また、農産物市場開放と自由化の国際的な圧力も強まった。農水省は、このような農業とこれを取り巻く経済社会の転換期に当たり、1992年に「新しい食料・農業・農村政策の方向」を公表した。異例の政策文書とされる（生源寺2011）。以下、通例に従いこの文書を「新政策」とする。この新政策で、当時から急速な高齢化が予測されていた担い手の確保、食料自給率の低下傾向に歯止めをかけるための国内農業の生産力の強化、条件不利地とされる中山間地への対策と環境を維持するための持続可能性の高い農業を推進する政策プログラムの必要性などが提起された。

本節では、二つの点を指摘する。ひとつは、新政策によって農村政策のカテゴリが明確にされ、これ以降、農協の持つ地域インフラ機能の政策によるカバーが進んだこと、もう一

つは、前節でみた自治村落の機能をそのまま行政が活用するのではなく、農村政策の狙いを地域が受け止めるために、集落に新たな変化を求めるようになったと推測されることである。

2) 地域インフラ機能の制度化・社会化

1992年のいわゆる新政策後の地域政策は、農協の持つ地域インフラ機能を制度化する方向に動く。新政策の翌年に制定された特定農山村法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）は、中山間地域（特定農山村地域）の活力の回復を目的とする。巷間、農協が経営破綻したら中山間地はどうなるという議論が即座に提起されるが、その対応策を、行政は早くから打っていたのである。もちろん、十分な水準かどうかというのは別の議論であるが。

さらに、2000年に導入された中山間地域直接支払制度によって、農協組織はただそのままの形で自治村落を代表するわけではないと行政が見ていることを理解する。集落の非農家も含めた共同活動の推進と補助金の支払のために、行政（県庁や市町村）は自治会をコンタクト機関としたからである。農協は「第2県庁」ではなくなった。もっとも地方圏では地域の役員は兼任で、重要なポストは地方の重鎮によって重複任命されることが多い（倉沢1990）。ために実質的には変わらないと考えたのかもしれない。しかしその意義は異なり、混住化によって農業とは縁のなかった住民の意見を含めてコミュニティを維持する方向が政策的に指向される。

そして近年では、中山間地や過疎地などで「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす

人々が中心となって形成するコミュニティ組織により生活機能を支える事業（総合生活支援サービス）が展開」されてきていることを踏まえ、2013年以降、総務省の「RMO構想」、国交省の「小さな拠点構想」、農水省の「地域マネジメント構想」といった生活インフラ支援の事業構想が相次いで提起された。農水省関連ではさらに多面的機能支払交付金において、資源向上支払交付金の共同活動に、防災・減災力の強化と医療・福祉との連携を2014年改正で認めた。同じく2014年に地域再生法が改正され、生活サービスを提供する担い手に、社会福祉法人と並んで農協が認められた。これも農協の地域インフラ機能を公共部門が認めてこれを維持しようとする施策に見える。農協の、行政に対する組織的な要請もあったであろう。しかし農家・組合員から見れば、自分たちの組織が営んでいた地域社会のインフラ機能が公的制度に編入されていく過程とみることができる。その土俵に乗って多数の主体が名乗りを上げる場合、農協が唯一その役割を果たせるわけではないことも明らかになる。加えて、他業態との比較と競争にさらされ、メリット・デメリットを組合員が判断することができるようになる。このため農協は、至当ではあるがこれらを事業として実施する可否の経営判断を強いられ、自分たちのアイデンティティを再検討せざるを得なくなる状況に陥る。

さらに、2016年の経産省による「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」は、諸外国の、資金調達も可能な団体による、地域社会のインフラ機能を担う活動が網羅的に把握され、我が国での展開の可能性

を議論している^(註13)。すでに活動している地域自治組織もこうした団体に含まれるとすると、自治村落による自主的な地域支援活動が、公的制度のもとで再編されていく可能性がある。こうした施策の展開は、農家から見れば、農協組織が担ってきた地域インフラ機能などの切り離し政策と受け止められるのではないか。

3) ソーシャルキャピタル論

新たな経済社会に対する日本農業の対応では、従来とは異なる理論による施策展開が求められたのであろう。2005年の第2回の食料・農業・農村基本計画は、産業政策と地域政策を車の両輪に例える二つの柱とするものであった。後者の地域政策の展開の円滑化のために、ソーシャルキャピタル論という、当時の農政には従来なかった政治学の理論が導入される。

ソーシャルキャピタル（SC）とは、「協調的行動を容易にすることにより社会の効率を改善しうる信頼、規範、ネットワークのような社会的組織の特徴」（Putnam1993）の重要性を説くものである。パットナム自身は、ソーシャルキャピタルという用語が初めて現れたのは、ウエストバージニア州の地方学校監督官であったハニファンが、1916年に、学校が成功するためには地域社会の関与が重要であると強調したことであると指摘する。すなわち、社会単位を構成する個人や家族間の仲間意識、共感、社会的交流が、その社会単位全体の生活状態の改善にとって重要であり、それらの蓄積がソーシャルキャピタルであるとした。これは今日におけるソーシャルキャピタル論のポイントをすべて抑えている

(宮川ほか2004)。パットナムはこうした先行事例を踏まえ、イタリアの北部と南部の20の地域政府について、民主的制度の成果の差は、社会経済的近代化の程度によっては十分説明することができず、政治関係が平等的か垂直的か・活動的で豊かな公共心の有無・社会構造に信頼と協調の有無などの、市民生活の性質の違いによって説明できることを明らかにした。この性質を要約して、地域社会の結束性と橋渡し性がソーシャルキャピタルの要素であるとする (Putnam1993)。

4) その導入

農水省内では、2006年に研究会が発足し、農村型ソーシャルキャピタルについて検討され、2007年に取りまとめられた^(註14)。農村地域では地縁的つながりを基盤としつつも、一定程度は外部との橋渡しを行わなければ、ソーシャル・キャピタルが醸成されない可能性が考えられる、という結論を導いている。この検討の途中経過を踏まえて、同じく2007年に「農地・水・環境保全向上対策」が導入されている。

ところがその橋渡し性については、提唱者パットナムの概念が拡張され、傍点を付したように、コミュニティの地域的枠を超えた対外的開放性が謳われている。そもそもパットナムの研究 (Putnam1993) は特定地域の民主的運営の程度がソーシャルキャピタルの厚みに関連するというもので、地域内外の論点は考慮されていないものであった。それゆえその橋渡し性は、地域内の各種集団間のつながりの程度であって、地域外とのつながりは議論されていない。また、他者への信頼の度合いについても地域内外の区分はない。

一方、農水省の研究会による農村型ソーシャルキャピタル指数では、地域外の人への信頼を明示している。本研究会の座長も、特に、橋渡しの先が地域の外、すなわち対外的に開かれているか否かにまで踏み込んだことが重要と指摘する (生源寺2010)。この経緯を、以下補足する。

5) 橋渡しの範囲

ソーシャルキャピタルのその後の研究の蓄積により、その範囲にはかなりの幅が見られる。もっとも狭いのはパットナムのそれであり「人々の水平的なつながりである社会的ネットワークとそれに結びついた規範の集まり」とする。それよりやや広いのはコールマンの「社会的構造のなんらかの側面を反映したもので、行為者のある種の行動を容易にするという性質をもったもの」である (Coleman, J. S. 1990)。もっとも広いのは世界銀行が推進するソーシャル・キャピタル・イニシアティブのもので、「規範及び社会的構造の形成を可能とするような社会的及び政治的環境を含み、上記二つの概念に入る主として非公式で局所的、水平的及び垂直的な関係に加え、政府、整体、法律、司法制度、市民的及び政治的権利など、より公式的な制度的関係及び構造を含む」ものである (Grootaert 2001)。

パットナムの定義では地域内の水平的ネットワークにとどまっていたものが、開発支援の分野では垂直的なネットワークを含む広範な制度にまで拡張された。JICAでも同様である (坂田2004)。すなわち、開発援助の効率性の観点を含む立場からの定義では、ネットワーク (橋渡し) の概念が拡張される。コミュニティ間のものに加えて、垂直的なもの

(ブリッジングに加えてリンク)も対象となる(山村2010)。もとよりソーシャルキャピタル論は、1980年代における第三世界の債務危機に対して推奨された政策(いわゆるワシントンドクトリン)の失敗から、世銀の「人間の顔をした調整」の実現を促進する理論として注目された。しかし途上国支援の方法論には特効薬がないため、支援を目的とした外部からの投資の有効性について根本的な疑義を唱える風潮が沸き起こり、その効率を向上させるのに、受け入れ側の素地と要件を厳しく見る傾向もまた強まったのであろう。外からの新たな考えを受け入れる円滑度が、その鍵の一つと認識されるようになる。コミュニティの対外的開放度といってもよい。こうして、政策の展開の効率性と有効性の向上のために、コミュニティの対外的な開放度が論点となってくる。

日本では、英国やアイスランドなどで実践されているSCの視点から見たコミュニティ再生政策の展開やOECD2001で提言されたことを契機に、この考えを導入する運びとなった(山内2002)。関連して内閣府で基礎的な調査が2002年と2005年に行われている。

2005年の調査結果の一部を掲げる。「政策の最終的な成果が個々人の生活上での安心感の向上であると解釈すれば、SCの形成及びコミュニティへの投資によってその成果向上を図ることが可能である」「SCの創出にはNPO・企業・地方自治体市民と、それらの協同を促進するような政策が必要である」「国内調査では……(略)……コミュニティ再生の成功要因の多くが地域のSCに依存していると考えられ、特に橋渡しのSCが重要な

役割を果たしている可能性が示唆された。」「コミュニティに危機感を持ち、変えていこうという思いの源泉は、結合型(Bonding)のソーシャル・キャピタルよりも橋渡し型(Bridging)のソーシャル・キャピタルが影響している可能性がある。」「個人の「信頼」や「付き合い・ネットワーク」に限定すれば、我が国のソーシャル・キャピタルは、2002年度調査時点との対比において減少しつつある状況である。」「表4-1 ソーシャル・キャピタルの減少傾向 付き合い・ネットワーク地域に新しく住み始めた主婦や女性を中心に減少傾向にある」(註15)。

そして、地域が閉鎖的で新住民の壁を設けているのは問題であるとし、低下傾向にあるSCを再び高めるには、「付き合い・ネットワークは、コミュニティの新住民による主体的な活動(趣味の活動や市民活動、NPO活動)の活性化や旧来の活動との協働の促進などにより、活性化していくことが望まれよう。」(内閣府経済社会総合研究所2005)とする。この報告書の見解は、地域の領域内ではあるものの、その地域に新たに移住してきた者をよそ者扱いするのではなく、コミュニティの中に取り入れて新旧の隔てなく活動する必要を指摘するという意味において、対外的に開かれた地域であるべき、と主張する。これが、我が国においても、コミュニティは対外的に開かれたものであるべきとする根拠となった調査であろう。

この調査結果は行政のネットワークに載って流布する。例えば、北海道庁の資料「平成17年度アカデミー政策研究 ソーシャルキャピタルの醸成と地域力の向上-信頼の絆で支

表 ソーシャルキャピタルの特性とその醸成施策例

	結束型 S C	橋渡し型 S C
構造的 S C	①地縁団体の地域活動への支援制度構築 ②参加型ワークショップや交流の場設定 ③地域資源の地域内循環制度の構築 ④住民自治の条例、情報公開制度	①テーマ型NPOの設立・活動支援 ②地域外部の組織とのワークショップや交流の場の設定 ③地域資源の地域間交流の仕組みづくり
認知的 S C	①地域社会内の情報共有や地域の学習 ②共助意識を高める啓蒙活動 ③郷土愛や誇りを高めるような祭り、イベント、シンボルを創る	①移住者、交流人口の増加 ②他地域との事業やイベントの共同実施 ③他地域の情報収集 ④地域外への情報発信

える北海道－（平成18年公開）」でも、p17にある通り、いかに対外的に開かれているかが重要とする主張となる（上表）。

北海道や滋賀県など、S Cの検討に先駆的な自治体は、このブリッジングの範疇を広くとらえ、行政の代替機能をコミュニティに期待する意図が明白な方針を掲げた^(註16)。

農水省も、この調査結果を踏まえて、農村版ソーシャルキャピタルとして新たな調査を追加して行い、農村の排他性・閉鎖性よりも、対外的に開かれた橋渡し性が重要という帰結を導いたのである^(註17)。

6) 含意

前節で述べた鈴木1968による自然村の特徴の地域性は、面識性によるものであった。その意味で閉じた世界である。また、玉城は水の論理から見た日本社会の特徴として結束性と排他性を挙げた。面識性の有無からくる閉鎖性や、水の論理から導いた排他性について、パットナムのソーシャルキャピタル論はこれを翻す。前者の結束性は同様であるものの、後者の橋渡し性こそが、社会の効率性を高めることができると主張する。しかもその橋渡し性は、対外的な信頼関係にまで拡張されたものが採用された。この点こそが、第2

回基本計画の地域政策の展開に必要な要素と考えられたのであろう。排他性を利用した統制的経済運営から、橋渡し性を問うことによる開かれた農村への変化の促進である。3点指摘する。

(1) 垂直的ネットワークの目指すもの

自治村落の自治は排他的である。外部からのコントロールを拒否する。ただし、行政の要請にこたえるという姿勢で食料拠出にみられたような統制にこれを活用するにはきわめて有効な手段であった。結束力が高いからである。こうした農村の特徴が維持される一方で、農業生産力は、90年代以降弱化の一端をたどる。担い手の高齢化に歯止めがかからない。農村の特質が変わらない限りは新たな施策の展開が困難である。開発支援で見られた垂直型ネットワークが機能することが望ましい。そのためには開かれた農村であることが必要な条件となる。すなわち、従来型の、農協に依存しない行政の展開手法を模索していたのではないか。

(2) 小さな拠点との類似

平成26年12月に閣議決定された小さな拠点の構築は、自治村落を維持するためのヒト・モノ・カネのハブとして機能するのみなら

ず、集落間を結びつけるという点で、自治村落の上位に位置する生活インフラを果たすようになる。この数年顕著となった田園回帰によって、小さな拠点も新たな移住者への情報受発信の機能を営む。地域社会の再生に明るい希望を持つところが増加している。小さな拠点とソーシャルキャピタルは直接には関係ない。しかし、ソーシャルキャピタルの対外的な橋渡し機能が強調されていることと、この、対外的な情報受発信機能を担うことは重なる。今後の地域再生の糸口がこの二つで共通していることに注目した。自治村落に入り込むための新たな中間組織の構築、これが小さな拠点構想にもソーシャルキャピタル論の提案の背景にもあったものではないかと推測するのである。

(3) 対外的に開かれた農村というメッセージ

第2節のアンケート調査結果の分析において、「誇りに満ちた人材を育てることができると自己評価できる場合には、2012年末の政権再交代前では、その地域が地域の外に開かれていること、外部の人と価値を受け入れ、内外の橋渡しが可能で地域であること、すなわち地域の対外的開放性を高く評価していることを紹介した。この傾向は、2007年以降に農政が発信したソーシャルキャピタル論に基づく対外開放性を踏まえた農家の反応であった可能性がある。その意味で、政策のアナウンス効果は一定の成果と浸透を収めたのではないか。

5 近年の農政展開

本節ではこの数年の動きについて若干付言する。内閣府が2013年12月に決定した「農林

水産業・地域の活力創造プラン」を受けて、農林水産省は同月に、①農地中間管理機構の創設、②経営安定所得対策の見直し、③水田フル活用と米政策の見直し、④日本型直接支払制度の創設、からなる「4つの改革」を公表した。農業委員会の公選制廃止や農協組織の見直しも併せて行われ、2015年には農協法も改正された。

この農協法改正についてはすでに多くの解説があるのでここでは繰り返さない（例えば石田2016）。本稿では、この改正について2点指摘する。ひとつは、この改正が世界的な潮流となっている水平的産業政策の展開に包含されること、もうひとつは、この改正が、いわゆる移行経済に関する研究を踏まえ、統制経済から市場経済への移行論に依拠してなされた可能性である。

1) 水平的産業政策^(註18)

教科書的であるが、水平的産業政策について補足する。

日本の高度成長期後半における石炭・天然繊維産業や石油危機後の造船・基礎素材産業などの構造的な不況業種の調整のための政策は、公共部門が直接その業種を対象とすることから垂直的産業政策と呼ばれる。これに対して、水平的産業政策とは、「特定の産業・企業の育成や調整ではなく、規制改革や経済法制など制度的環境を整備することを通じて経済を活性化するという『水平的(horizontal)』ないし間接的な施策」（岡崎2015）のことを言う。

日本では、90年代以降、従来の産業調整に代わって、経済構造改革に主に取り組んだ。日本の産業育成政策には、当初は米国の批判

等の国際的な圧力があつた。しかしこの時期、日本経済は、1人当たり実質GDPのみならずTFP（全要素生産性）でも米国に追いついたことから、技術革新と産業創出を自ら行わなければならない経済に変貌したことが明らかとなる。このため、経済構造改革は新たな産業と成長基盤の構築のための施策と位置づけられるようになった。こうして90年代後半以降、水平的な政策が産業政策の中で重要な位置を占めるようになった。

2) 水平的産業政策の流布

水平的産業政策の採用もまた世界的な傾向であつた。例えば、欧州連合委員会は、2010年、水平的政策を特定産業に対する政策で補うという「新しいアプローチ」を提起した（岡崎2015）。2000年代は、インフラ民営化など、外部性の内部化の手段として新しい市場創設の流れが明確になったことを背景とした措置である。

3) その嚆矢

欧州のインフラ民営化の契機について述べる。環境政策の嚆矢とされるドイツの包装容器廃棄物に関する拡大生産者責任がその突破口を開いた。この政策は、飲料容器などの包装容器廃棄物の所有権を生産した企業に付与し、分別回収と資源リサイクルを企業に義務付けたものである（1991年）。この結果、廃棄物回収の物流市場とリサイクル市場が誕生した。従来は公営で行われていた廃棄物回収業務に代わって民間企業によるビジネスチャンスが生まれた。

1991年の東西ドイツの統合は、旧西ドイツのほうが厳しい環境基準を持っていたことから、旧東ドイツに白地ともいえる廃棄物処理

のフロンティアを生んだ。このフロンティアに旧西独企業がこぞって進出し、販路の拡大とリサイクル市場の同時創出という範囲の経済性の追求によって、廃棄物処理の巨大なメジャー企業の誕生のきっかけとなった。その後、この政策はOECDにおける環境政策のメニューに加えられた。この措置によってこの政策は、途上国や中進国の環境政策に関する参照点となった。こうして欧州の制度設計を世界に広め、西欧の廃棄物処理のメジャー企業が世界展開する後押しをしたのである（喜多川2015）。また、4)の項で述べるように、インフラ民営化の基礎理論となった水平的産業政策は、移行経済論でも唱えられた。

4) 新ターゲティングポリシー

安倍内閣は、政権交代後すぐに、ミクロ政策の司令塔として日本経済再生本部と産業競争力会議を設置した。そして成長戦略の柱として、製造業の復活をめざす「日本産業再興プラン」、企業の海外展開を支援する「国際展開戦略」、新産業を育成する「新ターゲティングポリシー」を挙げた。この政策は、ターゲティングという用語が示す通り、特定産業の育成支援という観点から、1980年代前半までの特定産業構造改善臨時措置法（産構法、83年）の目的を想起させる。ところが、80年代前半までの産業政策は、独占禁止法の適用除外などを伴うように、競争制限的な要素を持っていた。しかし今回の政策では、特区を設定して規制緩和を図るということが示すように、競争促進的な点で決定的に異なっている。

この水平的産業政策の特徴である競争促進的な制度設計を、特定の産業に結び付けると

というのが、今次内閣の成長戦略で色濃く表れている。この意味で、農業の産業としての育成のために水平的産業政策の枠組みを用いたものと位置付けることができる^(註19)。

5) 移行経済論と農協法改正

移行経済論は、例えばソ連邦の解体に伴って東欧諸国が統制経済から資本主義経済に移行する際の方法論や政策メニューを議論する。ここでも、インフラ民営化の基礎理論となった水平的産業政策が重要な理論的支柱として登場する。

その代表の一つとして、ヒルシュハウゼンの水平的産業政策論を掲げる。

ヒルシュハウゼンは、ポスト社会主義諸国における産業再編は、垂直的産業政策ではなく、水平的産業政策によるべきと主張する(Hirschhausen1998)。その柱は二つある。

一つは、社会主義時代の産業システムおよび個別企業の解体であり、もう一つは、資本主義的企業および資本主義的産業ネットワークの創造、である。この柱を3つのレベルで展開する。

- (1) ミクロレベル 企業の生産機能と社会的機能(住宅、文化・保養施設、病院、学校など)の分離、社会的機能のコマーシャライゼーション、負債・債券スワップによる旧債務問題の解決、破産スキームの実施など
- (2) 産業部門レベル 部門省の予算権の廃止、部門省による特定企業の優遇の廃止など
- (3) ナショナルレベル 有効なコーポレート・ガバナンスの制度化、R & D政策の実施、需要志向インフラストラクチャーの整備など

こうした施策の展開の狙いは、旧西独企業

のための、旧東欧圏での市場創設である。ドイツの包装容器廃棄物に関する拡大生産者責任が東西ドイツの統合により生まれた白地市場を旧西独企業があたかも丸取りして、リサイクルメジャー企業の誕生のきっかけとなったように、西側の制度とルールによる企業活動で東欧圏の市場開拓をどう円滑化するかという観点からの主張である。

上記のうち下線部は筆者が付したもので、今般の農協法改正ないし今後の検討課題として議論されたことと重なる。すなわち、(1)の生産機能と社会的機能の分離では、農業者の所得増の組織となるように農協に迫り、4節2)で述べたように、それ以外の機能は所得増に貢献するか否かで切り離すことを示唆している。何より、新政策以降継続されてきた地域政策は、農協の地域インフラ機能の制度化社会化であり切り離しはすでにその当時の段階から射程に入っていたのではないかと読み取れる。社会的機能のコマーシャライゼーションでは、農協は、指導・経済・信用・共済の主要事業に加えて、生活関連事業も含め多角的な経営をしている。生活関連事業は社会的機能を営むものばかりではないが、福祉系の事業はまさにそれに相当する。また、生活関連事業の経営形態は子会社方式によることが多い(増田2007)。こうした実態から、これらの子会社の分離独立を通じて農協の農業者所得増大を目的とした組織に変わるように示唆している。(2)の産業部門レベルでは、部門省による特定企業の優遇の廃止とあるが、今の農水省は全農にことのほか厳しい態度で臨んでいる。(3)の有効なコーポレート・ガバナンスの制度化では、意思決定機構を開

かれたものにするべきではないかと一部から主張された。経費の使い方一つとっても、例えば、役員報酬は総額を理事会決定事項とし理事の個人別配分を明示しないところがあるのは、民間企業出身の法改正検討メンバーからは違和感があったのであろう。

農協法そのものに関連するものではないが、輸出用の農産物を生み出すための投資の促進や、種苗法を改正してイネや麦などの種子の改良事業の規制緩和を行うなど、新品種のためのR&D政策の実施、輸出に向けたブランド価値を高めるための6次産業化の促進はもとより、生鮮品の輸出のための輸送技術の試験研究などは、需要志向インフラストラクチャーの整備に相当する。

こうして、農業生産に関する全農などが作り上げてきた肥料や生産資材などのロジスティックに揺さぶりをかけること、農協組織の現状の推移を望まず自己改革を迫ること、特区による企業の農業生産への参入は、従来構築されてきた産業システムおよび個別企業の解体であり、資本主義的企業および資本主義的産業ネットワークの創造、に相当するものであろう。

このように移行経済論と産業政策の枠組みからみると、今般の農協法改正の特徴は、統制経済から市場経済に移行するための政策を農協に適用しようとしたものではないか。こうして、農政が農協に対しても産業政策中心の運営を取るようになったことから、農家にとっては、農政全般が、地域政策よりは産業政策にシフトしたと受け止める傾向が強まったのではないか。

6 経営団体としてのイエへの回帰

1) 経営団体としてのイエとムラ^(註20)

本節でも、まず、教科書的な事実を再確認しておく。そもそもイエとムラは、地縁や血縁による結合体ではなく、生業の円滑な遂行のために運営されてきた職能集団である（深谷ほか1988）。イエとしての農家は、近世において稲作という職能を実施するために維持されてきた。イエは経営団体としての性格を持つ。イエを「賃金のいらぬ労働組織」と言ったのは、柳田國男である（岩本1978）。そしてこの稲作が、必ずしも平地ばかりではない地域で行われることの多い日本では、複雑な水管理を必要とする。このため、稲作にはイエの団結が必要であり、その集合体がムラを構成した。従ってムラは同業者団体である。

イエには、生産互助組織と生活互助組織があった（福田1976）。前者はユイのような対等のイエ同士で行われる労働交換制度である。後者は、病気や災害の時の互助組織である。もし病気で田植えができないイエがあった場合、病人への見舞いとして、皆の田植えが終了したのちにそのイエの田植えを皆で代わって済ませるために存在した。その病人のためというよりは、自分が病気や災害に遭遇した時に農作業をカバーしてもらうためのものである。イエにもムラにもメリットを付与したきわめて合理的な選択であると同時に、相互牽制的な性質をも持っていた。互助は、リスク管理の手段であり、安全ネットの提供という点で生活インフラである。しかしこれはあくまでそのイエが同業者団体であるムラの構成メンバーである場合に、その職務を十

全になしえないときは、ほかのイエにもネガティブな影響が及ぶことから、これを全体でカバーするという考え方である。つまりは地域の生活インフラ機能は、本来の経営機能を実現するために付随的に行ってきたものである。これがメインの機能ではない。

さて、日本のムラには、性別と年齢ごとに分割された集団がある（年齢階梯制（高橋1977））。男性は、青年組・中老組・家長組・隠居組であり、女性は、娘組・嫁組・主婦組・老婆組である。こうした年齢階梯の組織は、農協の生産部会のメンバーと構成、特に部会長の決定の力学に影響を与え、加えて、各種の活動を担う組織の基礎ともなった。

一般に、年齢階梯制が見られる社会は、地縁と血縁がともに弱いことが知られている（高橋1977）。つまり日本のムラは、年齢集団が見られる以上、地縁と血縁が強い集団ではない。「遠くの親戚より近くの他人」であり、近くの他人は面識性の有る人の居住範囲（鈴木1968）であった。地縁は、日本のムラではもともと薄かった。第3節でみたように、農協の地域性が経済統制によって明確化されたことを裏書きする。そして、ムラが地縁社会ではないということは、優れて機能で結びついた社会であること、同業者集団であることを明白に物語る。

また、年齢階梯制による各種集団には、該当者はその意思にかかわらず加入するのが原則であり、任意の脱退も許されなかった（長谷川1986）。この強い一体感と閉鎖性もまた、ムラが稲作を遂行する機能を発揮するための要件であった。もちろん経済統制に貢献した特質のひとつでもある。

2) ムラなる会社の農業参入とムラ

結束性と排他性を特質とする、水の論理からみた玉木のムラ論の意義について、生源寺2009は、この論理を農村社会のみならず都市部においても成り立つと敷衍したことにその重要性があると指摘する。日本の会社はムラ社会の論理で動いているというものである。年功序列制と役員従業員区別ない家族主義的な組織運営などがその表れとされる。

その後の近世・近代史の研究は、明治期の法律制度がこれを促したことを明らかにした^(註21)。加藤2016は、「家を『家族によって所有され世代間で継承される社会組織』」と定義する。社会組織とは、地位・役割の体系であり、農民や商家ではその機能は異なる、これを担う成員には親族に加えて非親族も含まれる、社会組織故に企業組織同様株化することが可能という特徴を持っている。すなわちイエには本来法人としての性質があった。しかし明治民法は、近代法とされる個人の所有権の絶対性と排他性を取り入れたため、イエを法人化して家産の所有主体とすることはできず、戸主を家産の所有権主体と位置づけ、家産の共同性を否定した。明治民法のイエとは、絶対的家長権を持つ戸主とその親族が登録された戸籍であり、統治のための法的な基礎単位である。一方商法典ではこの法人性が積極的に保障され、家業が企業組織として発達していく後押しをした（多田2016）。したがって日本のムラ社会の特徴が会社組織でみられ生き残ったのは、このような制度設計によることが大きいことが論じられている。

欧州の都市は、居住者の権利義務を契約で締結する歴史がある。日本の都市は、このよ

うな歴史を持たず、農村における生産物の販売と消費の場として発達した。「旅の恥は掻き捨て」るように、都市はいまだに都市そのものの論理を構築するに至っていない（岡2007）。したがって従来からある支配的な論理であるムラの論理に則ったのであろう。

このように見れば、株式会社による農業参入も、ムラの土地争いの枠組みで検討することもできるかもしれない。従来からあるムラ間との利害調整の問題といってもよいのかもしれない。そしてこのような企業の機能に依拠した行動は、イエの根幹そのものなのであり、こうした農業参入が古くからあるイエの機能の自覚を再び甦らせることとなった可能性がある。

3) 互助機能の後退と農政の産業政策の強化の宣言がもたらすもの

1) で示したように、もともとムラ（集落）は生産における集団主義の単位であると同時に、互助的な社会保障の基礎的単位であった（生源寺2009）。しかし後者は社会保障の制度化が進むにつれてその機能は後退する。何より前節でみたように、行政は地域社会ないし農協組織の営んでいた地域インフラ機能を次々に制度化・社会化するようになった。このことは、イエからすると、ムラの生産のための機能を全うするために具備していた互助機能はもはや社会に任せてもよいと映る。すると、互助機能をそぎ落とした経営団体としてのイエ・ムラの機能が前面に出せるようになるのではないか。実はこのことこそが、第2節で示した、誇りを持てる地域かどうかに対する農家の意識の、開放型から内省型に変化したこと背景にあるのではないか。

もとより日本は地縁と血縁の相対的に薄い国である。その地域の、あるイエが規模拡大するには、土地の外延的拡大に制約がある状況では、隣家などほかのイエの没落を望むしかない。農地に限界があるからこそ、ムラはもともと開放系ではなく内省型であったのである。地域性の強さは、農地の外延的拡大が困難という要素と行政の要請にこたえることで形成されてきた。職能集団としてのイエとムラがその基礎にある。

従って、農家の、政権再交代を機に生まれた開放型から内省型への変化は、農業の競争力を強めようとする現政権のアピールと、農協組織が持っているはずの地域インフラ機能などの切り離し政策を踏まえて、農家はもとの職能集団としての内省型に戻っていたのではないか、というのが、本稿の検討結果である。

もちろん、ほかにも、農業部門で盛んに議論されたTPPの影響の可能性もある。この場合は、国の対外的な開放路線に対する、生活を守るための、地域や個別経営体の備えの可能性があるのでないか。また、農協は小規模農家を守るための協同組織であるが、その在り方に対する批判と職能型農協を目指せという方針は、農家に従来の路線の延長線上に未来はないことと受け止めたのではないか。そのため、個々の農家は自らの足元を見つめ地域の価値を再確認しようという機運が生まれたのではないか。

人は社会をつくるが、社会は人をつくる。同様に、人は制度をつくるが、制度は人をつくる。どのような誘因を制度に組み込むかが、人にも組織にも影響を及ぼす。強化され

た地域性を生かした食料拠出、市場開放に備えるための対外的に開放された組織づくりを試みるといったように、つくられた制度の下で、行政の要請に積極的に応えようとしてつくられてきた農協組織は、行政の要請の変化、すなわち、ふたたび職能組織に戻りなさいと要請され、その構成メンバーである農家は、もともとあったイエとしての特質を明確に出すようになった。その限りで、政権交代による政策変更に応えようとしているという評価も可能かもしれない。もしくはそれを先取りして変わろうとしているのかもしれない。あるいは、このイエの特質は従来から変わらず、内発的発展論には必須の開放型であれというプレッシャーから解放されて、元の特質を出せるようになってきたのかもしれない^(註22)。農家がこのように経営団体としての意識を再び持つようになるのであれば、言い古されたことであるが、農協もまた、事業の専門性をいっそう高めてこれに応える必要性が高まろう。

7 今後の課題

本稿では、利用可能なアンケート調査の個票を用いて、2012年末の政権交代の前後で、誇りを持てる地域かどうかに対する農家の意識が、開放型から内省型に変化したことを指摘し、その要因の検討を行った。特記すべき政策のアナウンス効果の面から検討し、この変化がムラとイエの職能集団としての機能回帰ではないかという推測を述べた。もとより、ムラ論もイエ論も膨大な研究の蓄積がある分野である。本稿で取り上げなかった重要な論点も多々ある。また、そもそも本アンケ

ート調査の結果の一般性にも議論があろう。より長い時間軸の下で、より広い地域の範囲における検証が必要である。その意味で、戦後の社会変化の中で村の特質がどのように推移してきたのかという論点を避けて通ることができない。

今後は、農家の職能意識の高まりという観点から、計量分析と聞き取り調査を計画する。

計量分析については、利用可能なアンケート調査の結果を再分析し、何らかの検証を試みることにしたい。具体的には、社会階層調査(SSM調査)における、農協漁協への加入と社会意識との関連や、日本人の国民性調査による近隣との付き合いと職業との相剋の経年変化を通じて、農家とイエの意識の動向を把握できるかどうかを検討する。もちろん、本稿第2節で用いた調査結果についても、「誇りを持てる地域か否か」の自由記入欄の傾向変化に対するテキストマイニングによる分析など、複数の分析方法を用いて検討を加えることにしたい。

以上

註

註1 調査対象農家の選定は、層化2段による無作為抽出と機縁法の併用である。まず、全国の都道府県から一定数を選択する。業種は稲作と酪農である。都道府県別の選択数は、北海道30戸(うち稲作20戸)、都道府県各4~6戸(稲作3~5戸)である。農家数の幅は都道府県の農家数割合を考慮している。さらに平地と中山間地が半分に分かれるように選定した。各都道府県の中で、代表的農村地域を3~5つ選び、当初は各都道府県に駐在する調査員の知人を通じて農家を選定した。この農家に協力を拒否された場合に、農家の知り合いを紹介していただく方法をとった。認定農業者を中心とした選定を心掛けたが、その割合は8割弱にとどまった。各農家は、ひとつの農業集落に集中させないなど地理的に偏らないようにも設定している。調査の手法は調査員による訪問面接法である。

註2 J A 共済総合研究所『金融・保障サービスに関する意識調査 (n)』(n = 1 ~ 14)

註3 この質問群の設計にあつては、結城2009・渡辺2011の調査を参考に、小田切徳美教授の研究会における見解をベースとして検討した。

註4 ベイジアンネットのアルゴリズム [ftp://public.dhe.ibm.com/software/analytics/spss/documentation/modeler/14.2/en/AlgorithmsGuide.pdf](http://public.dhe.ibm.com/software/analytics/spss/documentation/modeler/14.2/en/AlgorithmsGuide.pdf)

註5 だからこそ2015年に調査表から削除されたのである。

註6 生源寺眞一教授の研究会における発言

註7 なお、自治村落は大字もしくは藩政村に重なる。大字と農業集落が1対1に対応するのは近畿北陸などに限られ、東北地方や西南地方では1藩政村多集落である(加藤2016)。藩政村と農業集落の包含関係の問題があるものの、「藩政村と農業集落が一致しないとしても、藩政村が内包する複数の集落や組に個別に年貢徴収等の権限や業務を委託し、それらが「小藩政村」として自治的に活動していた場合には」この包含関係の論点を解消できると有本2006は主張する。

註8 後に紹介するとおり、ムラもイエも近世では機能集団として確立した(深谷ほか1988)。

註9 大字が、明治期の協同、あるいは第1次大戦後の階級(協調)組織の単位となったことから、庄司2012は自治村落論に立論根拠があつたと指摘する。

註10 研究会における戸石准教授の見解。

註11 こうした部落座談会を通じた普及活動は、戦後の農協共済の発足初期における普及活動でも採用された。いわゆるボウリング推進である。

註12 戸石准教授の研究会における発言

註13 本研究会関連資料

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/chiisana_kyoten/rmo_yushikisyakaigi/h28-04-20-sankou2.pdf

本研究会は、第1節で使うアンケート調査が実施されたのちに行われたものだから、本来は注記のレベルとすべきところ、①後述する、現政権が採用する経済の市場化政策で適用される水平的産業政策における(東独)企業が持つ社会的機能のコマーシャリゼーションの典型例とも位置付けられるものであり、②今まで各省庁が手掛けていた地域政策にたいして経産省が投網をかけるように仕掛けた(経産省の常套手段である)、行政による、農協の地域インフラ機能切り離しの傾向を明確にするものであるから、本文で取り上げた。

註14 農林水産省農村振興局・農村におけるソーシャル・キャピタル研究会2007:「農村のソーシャル・キャピタル」～豊かな人間関係の維持・再生に向けて

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/socialcapital/pdf/data03.pdf>

註15 研究会報告書等 No.15 内閣府経済社会総合研究所『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書』平成17年8月 2005(日本総研への委託事業)

註16 例えば、平成19年の北海道の行政情報機関誌

<http://www.think-t.gr.jp/kikanshi/pdf/no77.pdf>

註17 また、研究面でも、農村におけるソーシャル・キャピタルについて、土地改良などの公共事業の成果ではSCの有無と強度が大きな影響を及ぼすという実証がなされるなど、その重要性を指摘する研究が蓄積された(古澤2009など)。

他の分野における、ソーシャルキャピタルの議論と比較してみよう。医療や福祉の社会学・経済学の分野で、とりわけ地域特性と主観的幸福度や健康との関連の研究が蓄積されている。そこでのソーシャルキャピタルの要素は、社会凝縮性とネットワーク性という2分類がなされ、それぞれ、結束型と橋渡し型に対応するものである。ところがその実証分析は、パットナムの提起していた友人・知人とのネットワーク作りを中心に議論されている。対外的に開かれ、橋を架けるといふ地理的範囲は、パットナムの定義の通り、その地域の中でのネットワークであつて、地域の外を意味するものではなく、きわめて狭い。

構成要素	サブ指標	採用指標
つきあい・交流	近隣での付き合い	隣近所との付き合いの程度 隣近所との付き合いの人数
	社会的な交流	友人・知人との付き合いの程度 親戚との付き合いの程度 スポーツ・趣味・娯楽活動への参加状況
信頼	略	略
社会参加	略	略

地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のある方に関する研究班2015『住民組織活動を通じたソーシャル・キャピタル醸成と活用にかかる手引き』から引用。

なお、近年の研究では、ソーシャルキャピタルの要素が高いと地域の福祉水準が向上するので、今後は、ソーシャルキャピタルそのものを厚くする政策が福祉政策に有効とする論考もある(例えば相田ほか2014)。ソーシャルキャピタルの有無が地域開発などの外部からの政策を受け止めやすくするか否かに影響する要因の一つ、としていた議論とは逆の方向になってしまっているのは、国内において、ナショナルミニマムを普及させたいが、それをすべて公共部門が提供しきれない財政状況にあることから、地域のコミュニティの力をこれに活用しようとする医療系サービスの研究者集団ならではの発想であろうか。なお、ところがこうした論点は、公的介護保険における「要支援」対象者に対する介護予防サービスが、2017年4月まで

に市町村が取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に移ることから、むしろ積極的に取り組まれる機運となった。

つまりはソーシャルキャピタルの橋渡し性を、対外的に閉じたものか否かとする論点について、政策の目的によって使い分けられているのが日本の実態であろう。

註18 本項1) 2) 4) は岡崎2012、2013、2015に多くを負う。

註19 さらに言えば、この種の新産業育成も、世界的な潮流ともなっている（岡崎2013）。「日本の伝統的産業政策に最も批判的だった米国政府も、11年に国家経済会議などが発表した報告書「アメリカのイノベーションのための戦略」で、クリーンエネルギー、バイオテクノロジー、医療・健康などのいくつかの分野を特定してイノベーションを推進する方針を示している。

註20 以下、本項は、岡2007に多くを負う。

註21 以下、本項は、加藤2016に負う。

註22 農家が職能を全うするために行動するのであれば、なおさら新たな協同組合の設立制度が今般の法改正で整備されてもよかったのかもしれない（明田2015）という主張はいつそう説得力を持つ。しかしいま多くの法人形態が用意されている。多様化した農家が力を結集するのにふさわしい制度を試行錯誤できる時代となった。

引用文献（抄）

- ・相田潤・近藤克則2014「ソーシャル・キャピタルと健康格差」『医療と社会』第24巻第1号 57-74
- ・明田作2015「農協法の改正について」『農林金融』第68巻第10号通巻836号
- ・有本寛2006「開発経済学から見た自治村落論」『農業史研究』日本農業史学会vol.40 89-96
- ・Christiaan Grootaert and Thierry van Bastelaer 2001 UNDERSTANDING AND MEASURING SOCIALCAPITAL: A SYNTHESIS OF FINDINGS AND RECOMMENDATIONS FROM THE SOCIAL CAPITAL INITIATIVE The World Bank, Social Development Family Environmentally and Socially Sustainable Development Network April 2001
- ・Coleman, J.S.1990 Foundation of social theory, Harvard University press.
- ・原弘平2011「協同組合の新たな位置付け—社会的経済としての協同組合のあり方」『農林金融』第64巻第12号通巻790号
- ・長谷川昭彦1986『農村の家族と地域社会：その論理と課題』御茶の水書房
- ・速水裕次郎・神門義久2002『農業経済論』岩波書店
- ・Hirschhausen, v.C.,Arguments for a post socialist horizontal industrial policy in Eastern Europe, in Brezinski, H.,et al. (eds.) , The Microeconomics of transformation and growth, Cheltenham・Northampton, 1998, pp. 37-55.
- ・深谷克己、川鍋定男1988『江戸時代の諸稼ぎ—地域経済と農家経営』（人間選書）農山漁村文化協会
- ・本村陽一2003「ベイズアンネットによる確率的推論技術」『計測と制御』vol.42, no.8, 649-654
- ・福田アジオ1976『村落生活の伝統』朝倉書店
- ・古澤慎一・木南莉莉2009「農村共有資源の共同管理とソーシャル・キャピタルに関する研究」『農村計画学会誌』Vol.28. No. 3 121-127
- ・井上晴丸1940「日本産業組合論」『昭和前期農政経済名著集13』農山漁村文化協会1981所収
- ・石田正昭2016「農協改革の虚妄性を衝く—戦後農協の普遍性も歴史性も無視した改正農協法」谷口信和、安藤光義（編）『基本計画は農政改革とTPPにどう立ち向かうのか』農林統計協会
- ・岩本由輝1978『柳田國男の共同体論』御茶の水書房
- ・加藤彰彦2016「家社会の成立・展開・比較」『家と共同性』日本経済評論社
- ・河内聡子2011「昭和前期の農村地域における〈共同体〉の編成とその機能—産業組合の事例を中心に—」『社会システム研究』第22号 125-144
- ・喜多川進2015『環境政策史論—ドイツ容器包装廃棄物政策の展開』勁草書房
- ・倉沢進1990「創設」秋元津郎・倉沢進『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- ・増田佳昭2007「子会社化の動向とこれからの農協の姿」生源寺眞一・農協共済総合研究所編『これからの農協』農林統計協会
- ・宮川公男・大守隆2004『ソーシャルキャピタル：現代経済社会のガバナンスの基礎』東洋経済新報社
- ・中嶋信1974「産業組合拡充運動と産青連」『北海道大学農経論叢』30：56-72
- ・小田切徳美2009『農山村再生』岩波ブックレット
- ・岡崎哲二 編著2012『通商産業政策史1980-2000 3』経済産業調査会 通商産業政策史編纂委員会
- ・岡崎哲二2013「産業政策を問う—新産業育成、世界的潮流に」2013年4月1日 日本経済新聞「経済教室」
- ・岡崎哲二2015「客観的評価の反映 不可欠」2015年7月15日 日本経済新聞「経済教室」
- ・岡知史2007『わかりやすい地域福祉』上智大学講義ノート
- ・太田原高昭2016『新 明日の農協：歴史と現場から』農山漁村文化協会
- ・Robert D. Putnam, Robert Leonardi, Raffaella Y. Nanetti . 1993 Making Democracy Work : Civic Traditions in Modern Italy Princeton University Press.
- ・ロバート・バットナム・河田 潤一訳2001『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』NTT出版
- ・斎藤仁1989『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社
- ・斎藤仁1973「日本の初期農村協同組合」『アジアの農業協同組合』アジア経済研究所
- ・坂田正三2004「ソーシャルキャピタル」絵所秀紀・穂坂

- 光彦・野上裕生編著『貧困と開発』日本評論社
- ・佐藤洋行2016『改訂2版 データサイエンティスト養成読本 [プロになるためのデータ分析力が身につく]』技術評論社
- ・生源寺眞一2009『新版 よくわかる食と農のはなし』家の光協会
- ・生源寺眞一2010『農業と農政の視野』農林統計出版
- ・生源寺眞一2011『日本農業の真実』岩波新書
- ・庄司俊作2012『日本の村落と主体形成 協同と自治』日本経済評論社
- ・白井泉2012「産業組合による生産・流通過程の統制：無限責任竹館林橋生産購買販売信用組合の事例」『社会経済史学』78（2）173-196
- ・鈴木栄太郎1940/1968「日本農村社会学原理」『鈴木栄太郎著作集Ⅱ』未来社 所収（原著は時潮社，1940年）
- ・玉城哲1982『日本の社会システム－むらと水からの再構成－』農山漁村文化協会
- ・高橋統一1977「年齢集団」伊藤俊太郎ほか編『日本人の社会』研究社
- ・多田哲久2016「家・同族論から見た家族企業の全体像－三井の別家に注目して」比較家族史学会監修『家族研究の最前線』1，2016所収
- ・山尾政博1983「柳田国男産業組合論に関する研究」北海道大学『農経論叢』39 153-171
- ・山村靖彦2010「地域福祉とソーシャル・キャピタル論の接点に関する考察」『別府大学短期大学部紀要』29 39-49
- ・山内直人2002「ソーシャル・キャピタルと地域力」『交流と地域運営』2002.12 地方シンクタンク協議会機関誌
- ・柳田国男1902『最新産業組合通解』（『定本柳田国男集』28巻（1970年筑摩書房 所収）
- ・万木孝雄1996「戦前期農村産業組合の育成政策」、荏開津先生退官記念出版会編、『変わる食糧・農業政策』大明堂
- ・結城登美雄2009『地元学からの出発－この土地を生きる人びとの声に耳を傾ける』（シリーズ地域の再生）農山漁村文化協会
- ・渡辺靖仁2011「地域の潜在力をつかむ－『地域の今』確認シートによる気づきの試論－」『創立20周年記念論文集』JA共済総合研究所
- ・内閣府経済社会総合研究所2005 研究会報告書等 No.15『コミュニティ機能再生とソーシャル・キャピタルに関する研究調査報告書』
- ・地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究班2015『住民組織活動を通じたソーシャル・キャピタル醸成・活用にかかる手引き』
- ・北海道知事政策部2006『ソーシャル・キャピタルの醸成と地域力の向上－信頼の絆で支える北海道－』

以上

引用資料

- ・JA共済総合研究所『金融・保障サービスに関する意識調査』（2010～2014）
- ・ベイジアンネットワークのアルゴリズム
<http://www.sakurai.comp.ae.keio.ac.jp/classes/infosem-class/2007/07BayesianNetworks.pdf>
- ・OECD2001 The well-being of nations : the role of human and social capital Centre for Educational Research and Innovation (CERI)